

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 7 年 5 月 2 6 日

多摩市議会議員 本間 としえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 学校問題解決のための支援体制について
- 2 多摩市の平和教育について
- 3 お年寄りの「もしも」に備えて

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 7 年 5 月 2 6 日	No. 4
	午後 5 時 5 6 分	

項目別質問内容

1	学校問題解決のための支援体制について
	文部科学省の令和6年度「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」で市区町村向けには17団体、単年度約400万円のモデル事業がありました。背景と課題としては「社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について、学校運営上の大きな課題との認識が強まっており、経験豊かな学校管理職OB等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要で、分野横断的な問題については、福祉等の首長部局との連携により、ともに解決に当たる仕組みが必要。そこで、学校問題解決支援コーディネーターを中心に、様々な専門家も参加する体制を整備し、学校のみによる対応としない、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指す。」としています。この事業の令和6年度の契約自治体は11団体で、近くでは足立区・大和市がありますが、先日NHKのニュースに取り上げられていた奈良県天理市の紹介をしたいと思います。 天理市のホームページ上の報告書によると、事業実施の背景と課題として、保護者の相談・苦情対応は、担任から学校管理職から教育委員会へと深刻化に応じて段階的に対応し、「学校が対応すべき」という大前提になっていること。また、カウンセリングは「受けた人」だけで、教職員は保護者の反応を懸念し、心理士・弁護士の指摘が改善に反映されず、専門家の視点が「活かされない」。その中で、教職員の8割が保護者対応に負担を感じ、1/4は心労で休んだ経験がある。早朝・夜でも駆けつけるのが「誠意」との意識があり、残業はコントロール不能。保護者の要望ベースの対応と個々の「経験則頼み」により、こどもの課題の根本を慮る余裕がなく対処療法になる。結果、深刻な人員不足：R5は6名退職、8名休職。校長・教頭のなり手が確保できず。市単講師も集まらず。教員実習生が民間志望に転向となり、学校現場が疲弊して、授業の充実などに取組みたくても、余力がない状況になっている。取組概要としては、保護者対応を学校等に代り、校長等のOBOG13名のスーパーバイザー「SV」（本市における学校問題解決支援コーディネーター）が。成育歴・家庭環境を含め、全体像を整理。「傾聴」＋学校と協議し、対処方針を立案、実施を統括する「子育て応援・相談センターほっとステーション（HS）」において、学校等を総括する横断窓口を設置しました。心理士5名と外部専門家が、常に「SV」とチームになり、心理士が課題・不安を「見立て」、教職員に「こども理解」研修・巡回指導を実施し作業療法士等も参加。・「見立て」を教職員と共に実践。威圧的言動には、弁護士が即応体制を取り、ネグレクト、ヤングケアラー等家庭の課題が影響するケースには、直ちに福祉部局と連携する。成果としては、学校における問題の根本的な解決事案数が増加し、学校への苦情

項目別質問内容

や要望等の件数が減少し、教員等の休職者および辞職者が減少し、教職員の残業時間が改善し、教員の時間的精神的余裕による新たなチャレンジが増加したということです。 上記を踏まえ、以下質問致します。 (1) 多摩市の学校法務アドバイザーの役割と利用状況について伺います。 (2) 「行政による学校問題解決のための支援体制の構築」の取組についての認識と見解を伺います。 (3) 多摩市内でも、いじめ等の問題行動や保護者に対する対応について苦慮しているケース、学校だけでは解決が難しい事案が増加して、保護者からの教育センターへの相談、また、学校や保護者から教育委員会への相談も増加しているのではないのでしょうか。天理市ではホットステーションでチームを作って問題解決にあたっていますが、多摩市はどのような対応をしているのか伺います。 (4) 学校での対応の負担軽減をし、教員の時間的精神的余裕を作ることが、「子どもまんなか」に繋がるのではないのでしょうか。経験豊かな学校管理職 OB 等を学校問題支援員としての枠を設けて、問題が深刻化する前に、早期の段階で相談の対応できる仕組みが必要ではないかと考えますが、教育委員会の見解を伺います。
2 多摩市の平和教育について 公明党は、「戦後 80 年」「被爆 80 年」「国連創設 80 年」の節目である本年 2025 年 5 月に、対話と協調による平和を追求し、「人間の安全保障」を基軸に、10 年間を視野に、「平和創出ビジョン」を提示しました。このビジョンの中の地方における「平和の取り組み」として、『すべての地方自治体が「核兵器廃絶」と「平和構築」に貢献するため、全国各地で平和意識調査を実施し、将来世代の平和意識を高めるとともに、被爆・戦争体験の継承に向けた課題解決に取り組む。戦争や被爆の遺構を保存・活用し、修学旅行での平和学習やピースツーリズムを推進する。さらに、広島、長崎、沖縄の 3 県が連携して「ピースツーリズム・サミット」を開催し、地域の平和の取り組みを全国や世界に発信する。』としています。 私はここ数年の間に、広島・長崎・沖縄・知覧の戦争や被爆の遺構を 2 回づつ尋ねました。尋ねるたびに戦争の残酷さや平和を求める心が強くなり、微力でも平和のために何か行動したいとの思いが深まりました。映像や話を聞くだけでなく、実際に現地を訪ね、肌で感じることは重要だと感じます。広島・長崎の方曰く、東京の人が原爆投下された日を覚えていないことに衝撃を受けると伺いました。現在、多摩市では「子ども被爆地派遣事業」で広島・長崎に小中学生が年に 8 名程度派遣され、その輪を広

項目別質問内容

げて頂き、多摩市が誇れる事業になっています。様々な戦争や武力紛争が存在し、核兵器の脅威にさらされている今この時に、児童が平和について学ぶ機会を増やす事は重要だと思い以下質問します。
(1) 多摩市の平和教育はどのように推進されていますか。
(2) 修学旅行先を広島・長崎として事前事後学習を行い、平和の大切さを子ども達に感じて考えてもらいたいと思います。もちろん修学旅行先は目標をもって学校ごとに決めるものですから、強制するものではないと承知しておりますが、被爆地現地に行って学ぶことの大切さについて教育委員会の見解を伺います。
(3) 物価高騰やインバウンド客の影響を受け、修学旅行先の京都奈良も保護者の負担や予約の取りづらさ等の課題があるのではないのでしょうか。そのような中で広島・長崎も選択肢に入れやすくするために、旅費の補助が必要ではないかと思いますが見解を伺います。また、市町村総合交付金や重点支援地方交付金を利用することも考えられるかと思いますが、市の認識と見解を伺います。
3 お年寄りの「もしも」に備えて
(1) 広島県東広島市は今年2月、身寄りのない高齢者の「もしも」のときに備え、本人が緊急連絡先や遺言書の保管場所などをあらかじめ市に登録する「終活情報登録事業」を始めました。県内初の取り組みだそうです。この事業の対象は在宅で生活し、緊急時に身近に頼れる人がいない65歳以上の人。若年性認知症など特別な事情がある場合は、65歳未満でも受け付けています。登録できる内容は、①緊急連絡先②かかりつけ医や持病、アレルギーなどの医療情報③エンディングノートの保管場所④臓器提供の意思⑤葬儀や遺品整理に関する契約先⑥遺言書の保管場所など計10項目。市は登録完了後に交付する登録証を、財布に入れて持ち歩いたり、冷蔵庫の扉など分かりやすい場所に掲示したりするよう促しています。登録された情報は、病気や事故など意思表示が困難となった際、医療機関や警察、事前に指定した人たちからの照会に対して、市が本人に代わって開示し、登録費用は無料です。
今回、東広島市が事業実施に踏み切った背景には、単身高齢者の増加に伴い、身寄りのない方が亡くなられた際の財産処分などが課題となっていたことなどが挙げられています。
上記を踏まえ以下質問致します。
① 多摩市ではそのような課題はないのか。
② 身寄りのない単身高齢者の将来の不安をどのように考えていますか。
③ 高齢者の中には自分の死後に関して不安を抱える人が多くいます。安心し

項目	別質	問	内 容
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93
94	94	94	94
95	95	95	95
96	96	96	96
97	97	97	97
98	98	98	98
99	99	99	99
100	100	100	100

て人生の最期を迎えられるようにすべきと考え終活情報登録事業を提案しますが如何でしょうか。

(2) デジタル終活のススメ

残された家族に負担をかけないように、人生の終わりについて考える活動が「終活」です。中でもスマホのパスワードや有料サービスの利用状況などを生前に整理する「デジタル終活」が注目されています。例えば、高齢者本人が亡くなった後、利用していたスマホやデジタルサービスのIDやパスワードが分からず、遺族が契約内容の確認や解約をできないトラブルが急増しているそうです。現在、個人の持つ重要なデジタル情報や資産はスマホに集約されつつあるため、遺品整理をする上でもスマホのロック解除は大事な作業です。「もしも」に備えて生前にデジタルな情報や財産を整理するのがデジタル終活ですが、その進め方などの勉強会の開催等を提案いたしますが如何でしょうか。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 7 年 5 月 27 日

多摩市議会議員 藤條たかゆき

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 市民生活と地域経済の視点から見た減税政策の可能性について
- 2 SNS と選挙、フェイク情報対策における行政の役割について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 7 年 5 月 2 7 日	No. 5
	午前 1 0 時 0 9 分	

1 市民生活と地域経済の視点から見た減税政策の可能性について

現在、物価高や実質所得の伸び悩みを背景として、市民の暮らしへの負担感が大きくなってきております。こうした状況を踏まえ、国政の場では消費税を含めた減税議論が活発化しており、地方自治体においても税制を通じた生活支援や地域経済の刺激策を検討する動きも見られます。

例えば名古屋市では、市民税の5%減税を実施しており、経済効果についてシミュレーションを行い、実施しなかった場合と比べて市民総生産等の向上が見られたという結果を公表しています。これは、減税が単なる歳入の減少ではなく、経済を活性化させる政策として機能しうる可能性を示すものです。

もちろん、減税は自治体の歳入に直接関わる政策であり、慎重な判断が求められます。しかし一方で、地域経済の活性化や市民の暮らしの底支えを目的とした減税は、将来的な税収増という形で自治体に還元される「戦略的投資」と位置付けることもできるものでしょう。

多摩市においても、実現可能な税目に絞った段階的な減税策について、財政の健全性とバランスを保ちつつ、将来的な経済効果も視野に入れて検討を進めていくべきではないかと考え以下質問致します。

(1) 多摩市において、現実的に検討可能な減税対象税目についてどのように整理されているか。また、それに伴う財政影響の試算、現時点での認識をお聞かせください。

(執行部の判断における検討ではなく、まずは「現実的に検討可能」な税目についてお答えください。)

(2) 名古屋市のように、減税と地域経済との関係を定量的に示すシミュレーションや試算は、市民にとっても政策判断の根拠となります。多摩市においても同様に、選択肢の一つとしてその可能性を分析すべきだと考えるが如何か。

(3) 減税は直接的に、市民の負担軽減に繋がりやすい政策です。市民税における軽減措置が、市民生活や中小事業者支援に与える影響について、政策的な見解をお伺いします。

2 SNS と選挙、フェイク情報対策における行政の役割について

今、私たちは「人類総メディア時代」とも言われる、情報を誰でも自由に発信できる社会に生きています。特に選挙の現場においては、SNS が大きな影響力を持つようになってきました。

2024 年の兵庫県知事選挙では、SNS 動画が最も参考にされた情報源とされ、東京都知事選挙では、ある候補者の動画が 1 億 5000 万回を超える再生数を記録するなど、かつてはマスメディアが独占していた言論空間に、SNS が大きく食い込んできている現実があります。

SNS の良い面としては、選挙への関心を高め、特に若い世代の政治参加の裾野を広げることができる点は大いに評価されるべきでしょう。実際に兵庫県では、前回選挙より投票率が 15 ポイント近く向上するという成果もありました。

一方で、課題も無視できません。

SNS では、過激な言説や強い対立構図が拡散しやすく、深い政策議論よりも感情的な反応を引き起こすような投稿が注目を集めやすくなっています。また、根拠のないフェイク情報が大量に拡散され、選挙結果や社会的評価に影響を与える例も後を絶ちません。

特に生成 AI の登場によって、誰でも簡単にリアルなフェイク動画を作れるようになり、将来的には証拠映像すら信用できない「With フェイク 2.0 時代」に入るとも言われています。

こうした時代に、私たちの地域社会、そして選挙制度をどう現代に即した形へと変化させ適用させていけるのか。市民が健全な判断を行える情報環境を整えるべく以下質問致します。

(1) まず、SNS と選挙の関係について、市としてどのような課題認識をお持ちか。特に、フェイク情報が市民の政治的判断に悪影響を与えるリスクについて、どのように捉えているかご見解を伺います。

(2) フェイク情報への耐性を高めるためには、情報リテラシーの教育が重要です。特に学校教育、あるいは生涯学習、図書館の役割なども含めて、多摩市として時代に即した市民への「メディア・リテラシー啓発」にどう取り組んでいかれるのか、今後の方向性を伺います。

(3) 今後、選挙や災害時において、誤情報・偽情報が拡散する事態に備え、行政として市民に正確な情報を届ける体制の整備が求められると考えます。SNS やホームページなどの発信体制の強化、ファクトチェック機能の導入などを含めた、具体的な対策について、市のお考えをお聞かせください。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 7 年 5 月 2 7 日

多摩市議会議員 松田だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 補助制度が開始された防犯カメラの現状について
- 2 多摩センター駅周辺地域の活性化について
- 3 小学校体育館の空調設備について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 7 年 5 月 2 7 日	No. 6
	午前 1 1 時 2 分	

項目別質問内容

1, 補助制度が開始された防犯カメラの現状について
以前から一般質問等で伺ってきた防犯カメラの整備に対する補助制度が今年度いよいよ開始となり、基礎自治体が制度化したことにより東京都の補助制度も活用できるようになった。防犯カメラの効力についてはこれまでの質問でもやりとりさせていただいたが、いわゆる強行犯、盗犯等の事案に限らず市内でもよく耳にするごみの集積所への不法投棄などの犯人特定など、今まで泣き寝入りしてきたような事案の解決にも繋がってきている。
自治会や商店会等への見守り活動支援事業、防犯設備事業について以下質問する。
(1) 東京都と多摩市の補助金が予算化されたが反響はどうか伺う。
(2) 以前一般質問で伺った防犯カメラ設置に関するガイドラインについてその後どうなったか伺う。
2, 多摩センター駅周辺地域の活性化について
先日の多摩中央公園リニューアルや、多摩市立中央図書館整備事業、レンガ坂改修工事、公共施設リニューアルの他にもさまざまな社会実験等を行い多摩センター地区活性化についてはさらにチカラを入れていくところだと思う。活性化について以前から伺ってきた内容も踏まえ以下質問する。
(1) 鶴牧倉庫等のサウンディング調査の進捗について
(2) 企業立地促進条例を改正し宿泊事業者を税制面で優遇する内容にしたが問合せ状況等についてどうか伺う
(3) 多摩センター駅周辺の商業施設の今後について伺う。
(4) 多摩中央公園リニューアル後の状況について伺う。
3, 小学校体育館の空調設備について
これまでに私自身も含め多くの議員が質問してきた内容であるが緊急性の高いようであるため再度質問する。3月の予算審査などでも話題にあがっていた小学校体育館の空調設備の設置についてであるが、3月議会時点では多摩市も財政の現状、予算編成時に要望と当初の80億円の乖離などの状況を議会と共有し、当初予算に計上はできないが年度走り始めた段階で可能であればという厳しいながら前向きな話もいただけた。3月末に国の予算も成立し3月段階では見えてこなかった地方自治体に及ぼす影響等、3か月経た現在の状況をふまえ以下質問する。

項目別質問内容

- (1) 小学校体育館の空調設備は３月議会でもしばしば話題になった。今のところの様子はどうか伺う。
- (2) 空調設備設置に関しての国・都補助などの最新の情報について伺う。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 7 年 5 月 27 日

多摩市議会議員 中島 律子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 強度行動障がいのある方への支援について
- 2 携帯トイレ配布後の対応について
- 3 小中学校におけるルールや校則について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 7 年 5 月 2 7 日	No. 7
	午前 1 1 時 5 5 分	

1 強度行動障がいのある方への支援について

強度行動障がいという用語は医学的に定義づけられたものではなく、障害の種別を表す分類概念でもありません。強度行動障がいという状態は生まれつきの障がいではなく、知的障がいや自閉スペクトラム症のある方などが後から起こす「2次障害」と言われる特徴的な行動や症状のことで、自傷行為、他害行為、物を壊す行為、睡眠障害、排泄物の扱い、落ち着きのない行動、強い執着心などを頻回に示し、日常生活に困難を生じている行動上の状態をさしてつかわれます。近年、強度行動障がいへの支援についてはさまざまな実践や研究を通して整理されてきていて、表に現れる行動だけでなく、背景にある要因に着目し、障がいのある本人の障害特性や学習スタイルと、本人を取り巻く支援者を含めた環境とのミスマッチを解消していくことで、その状態が改善されることがわかってきました。

しかしながら、実際には全国的に強度行動障がいの状態の方に対する支援体制は十分とはいえず、学校を卒業後の進路や在宅でのケアが難しく施設等への入所を希望しても空きがないという切実な声が私のもとにも届いています。強度行動障がいのある方にとってどのような支援が必要なのか、地域で支えるための体制整備とはどんなものがあるのかなどを確認していく必要があると考え以下質問いたします。

- (1) 市内に強度行動障がいのある方は何名くらいいらっしゃるのか、そしてその方たちの暮らしの場（自宅、施設、グループホーム、一人暮らしなど）の割合についてお聞きします。
- (2) 市内で強度行動障がいのある方を受け入れている施設及びグループホームがどのくらいあるかお聞きします。
- (3) 自宅以外での生活の場を希望する方で、グループホームや施設に空きがなく順番待ちしている方はどのくらいいるのでしょうか。
- (4) 自宅で生活をしている方で家族が病気などの際、緊急時の受け入れ体制についてどのような支援方法があるか伺います。
- (5) 強度行動障がいのある方が施設での受け入れを断られ、行き場がなく、家族が身を削って生活されている様子を YouTube やニュースなどでたくさん見てきました。最も大切なことはどんな障がいがあっても障害のある方本人がどこで誰と暮らすかを選択する機会を持てるようにすることではないでしょうか。多摩市として、自宅以外での受け入

れ希望が叶わないこのような現実をどのようにしたら変えられるとお考えか。また地域で強度行動障がいのある人たちを支えていくためには何が必要と考えるかお聞きします。

2 携帯トイレ配布後の対応について

災害が起こった時、真っ先にやらねばならないことは自分の身を守ることですが、その次に考えることは水や食料の確保になるかと思います。ここで多くの人が思い付かないことがトイレだと言われています。ある調査では発災から何時間でトイレに行きたくなりましたか？という問いに対し3時間以内31%、4～6時間が36%でこれらを合わせると6時間以内にトイレに行きたくなった人は67%だったそうです。これらの結果からも発災後トイレはすぐに必要になることがわかります。水や食料ももちろん大切ですがそれよりも早くトイレが必要になるということを私たちはもっと知る必要があるのです。

多摩市では今年に入り、市民の皆様に携帯トイレの全戸配布を行いました。災害時における携帯トイレの重要性を理解していただくきっかけとなったことを期待しますが実際はどうであったのか。以下質問していきたいと思っています。

- (1) 配布された携帯トイレは各家庭3個でした。中には防災ハンドブックの冊子も入っていましたが、携帯トイレ1個あたりの値段・配布費用・ハンドブックの3点を合わせてワンセットいくらの費用がかかったのか、また、個数の決め方、受注先や配布業者をどうやって決定したのかについてお聞きします。
- (2) 携帯トイレを配布した目的としては、市民の皆様に災害時における各家庭で携帯トイレの備蓄の必要性を考えていただくことだと思いますが、今回の全戸配布によってどれだけの効果があったか分析などは行われたのでしょうか。また寄せられた声などもあればお聞きします。
- (3) 携帯トイレを配るには多額の予算がかかっていますし、せっかくの良い施策だったのですから配って終わりではなくどのくらいの効果があったかアンケート調査などでより多くの市民の声を聞き、次に繋げていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

3 小中学校におけるルールや校則について

地球温暖化により 2023 年、2024 年の夏は 2 年連続で観測史上 1 位の記録的な猛暑となりました。2025 年の気象予報によれば、今年は梅雨入り梅雨明けが早く、夏の前半から台風の発生が多い見込みで梅雨明け後は全国的に猛暑となるようです。猛暑といえは気をつけなければならないのが熱中症でしょう。特に子どもは体温調整が未発達で大人が感じているより高い体温の中で過ごしている場合があるため注意が必要です。この暑さの中、子ども達に少しでも快適に過ごしてもらいたいという思いから服装についてと、市民の方から頂いた学校内でのルールについて以下質問いたします。

- (1) 中学校における学校生活における服装についてです。夏は制服よりも体操着の方が涼しいと思います。例えば気温が上がる 6 月から 10 月の残暑がおさまるまでの期間は体操着登校を許可し、授業中も引き続き着用 OK にするなどの対応を提案したいと思いますが市のお考えをお聞きします。また標準服に関して衣替えの時期の指定はあるのか、登下校における帽子・ネッククーラー・日傘などの使用は OK なのかについてもお聞きします。
- (2) 2021 年に他の自治体の小学校で多くの子ども達が嫌がっているにもかかわらず、体操着の下肌着の着用を禁止する指導が行われていることがあり、さらにこの肌着着用が禁止されているという事実を保護者が知らなかったことも発覚。保護者に知らせることなく指導をしていることが問題視されたことがあったと聞きました。多摩市の小学校において肌着の着用に関してルールがあるかお聞きします。
- (3) 多摩市内の小中学校に通う保護者の方達からお話を伺うと、学校のルールの中には、本当に子どものことを思っているのか、児童生徒の人権を侵害したり、健康を損なう恐れがあるルールがあるのではないかなと思うようなことがあります。詳しい事情を調査していませんので、学校側としてはきちんとした指導の理由があつてのことかもしれませんが、どうしてそのような指導を行なったかということと保護者や子どもに丁寧に説明することをお願いするとともに、学校内で定期的にルールを見直す話し合いの場を持たれているのかお聞きします。
- (4) 標準服の購入費用は年々上がっており価格高騰に伴う家庭での経済的負担を軽減することを目的に、近年自治体単位で中学校の標準服を統

一する動きが活性化しています。自治体内で転校した際に買い替える必要がないことや、お下がりがしやすいなどのメリットもあります。また、多摩市内の中学校において標準服の価格に差があることに対して疑問に思っている保護者もいます。多摩市として統一標準服に対する見解をお聞きします。